

しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちよう にゆうかん
出入国在留管理庁（入管 Immigration Services Agency）からのお願い

にゆうかん
入管では、あたら びょうき ひろ
新しいコロナウイルスの病気を広げないために、まどぐち こ
窓口が混まないようにし
ています。いま ざいりゆう
今の「在留カード」に書いてある在留期限が、2020年3月1日から7月3
1日までの人は、にち ひと ざいりゆう
「在留カード」に書いてある在留期限から3か月が過ぎる日までに、
にゆうかん い しよるい だ だいじょうぶ
入管に行って書類を出せば大丈夫です。

えいじゅうしゅ ざいりゆうしかく か ひと いま ざいりゆう
「永住者」の在留資格に変えたい人は、今の「在留カード」に書いてある在留期限ま
での間 いつでも にゆうかん しよるい だ
入管に書類を出すことができます。そのため じょうきょう よ
状況が良くなってから
にゆうかん しよるい だ
入管に書類を出してください。

ざいりゆうしかくにんていしやうめいしよ
在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）をもらった人も、ひと にほん はい
「日本に入ることができるようになる日」まで、とくべつ りゆう ひといがい にほん はいる
特別な理由がある人以外は、日本へ入ることができないので、こ
ちらも じょうきょう よ
状況が良くなってから にゆうかん しよるい だ
入管に書類を出してください。

あたら びょうき にほん ひろ
新しいコロナウイルスの病気が日本で広がらないようにするために、にゆうかん しよるい
入管では書類を
だ きかんの
出してもらう期間を延ばしているので、ざいりゆうきげん ひ にゆうかん く ひつよう
在留期限の日までに入管に来る必要はありません。

★ 「日本に入ることができるようになる日」は、あなたが今住んでいる国や地域で決まりま
す。↓を見てください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00155.html